

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・ 津波による被災農地や農業用施設については、早期に復旧・復興を図る。
- ・ 水田農業を基幹とした沿岸部、内陸部の農地について、基盤整備済み地域は早期な復旧と併せ、規模拡大と平準化による作業効率化を進める。基盤整備施行中又は計画地区は地区範囲の拡大見直しを進め、大区画ほ場整備による作業効率化と担い手への農地利用集積を進める。
- ・ 沿岸部の露地野菜・施設園芸の農地については、生産体制や生産技術を継承し、省力近代化機械・施設の拡充を進め、主産地形成を進める。
- ・ 防災集団移転に伴う農業集落跡地の利用として、畑地造成や農業施設等の用地整備を行い、農業復興を促進する。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

【災害復旧事業】（宮城県事業）

- ・ 宮戸干拓地区は災害復旧事業を推進する。
- ・ 野蒜地区及び宮戸地区の堤防及び排水機場の災害復旧を推進し、農地として復興を推進する。
- ・ 洲崎地区排水機場（受益面積：87.8ha）を整備する。（農山漁村地域復興基盤総合整備事業）（平成23年度～平成25年度）
- ・ 小野地区192.2ha、野蒜地区171.5ha、南下地区33.5ha、五味倉地区55.7haの災害復旧事業を実施した。
- ・ 北赤井地区195.8ha、蛇沼向地区285ha、東小松地区144.4ha、上福田地区38.3haで施行中のほ場整備を推進する。

【農山漁村地域復興基盤総合整備事業】（宮城県事業）

- ・ 大曲地区166.9haのほ場整備を推進する。（平成23年度～平成27年度）
- ・ 西矢本地区217.0haのほ場整備を推進する。（平成24年度～平成27年度）
- ※大曲地区は面工事1年目被災、西矢本地区は法手続き中被災であり、地区範囲を拡大しほ場整備事業を推進するものである。

【農業再生復興】（東松島市事業）

- ・ 小野地区、野蒜地区、南下地区、五味倉地区は、基盤整備済み地区であり、県災害復旧事業と連携し、営農再開に向けた復旧の進捗により、営農組織の活動の支援を行う。
- ・ 農業の再生に向け、担い手農家の組織化、法人化を進め復興交付金等を活用した共同利用施設等の整備を行う。
- ・ 復興交付金事業を活用した農業施設整備を行う大曲地区、西矢本地区では、事業の進捗に連動した担い手及び組織活動を支援し農地集積を推進するとともに、集落営農組織体制整備を支援し、営農再開に向けた取り組みを行う。
- ・ 大曲地区横沼集落・上納集落、西矢本地区立沼集落で実践していた施設園芸は、復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農再開に向けた取り組みを支援する。

【集団移転跡地活用】（東松島市事業）

- ・ 浜須賀地区（約8.7ha）、立沼地区（約22.3ha）、牛網・浜市地区（約32.0ha）、野蒜地区（洲崎）（約74.9ha）の集団移転の宅地跡地については、防災緑地等として市が一部管理するほか、農地（畑地）、農業用施設用地として転換を行い、集落営農の進展を図る。また、農業法人の新規参入など農業振興を推進する。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

今回の震災により生産基盤に甚大な被害を受けたことから、今後、地域農業の発展を図るためには優良農地の確保を基本とする。一方で、壊滅的な被害を受けた市街地や集落の復興を推進する必要がある。このため、集団移転事業等に係る土地利用との総合的な調整を行いつつ、適正な農用地区域の設定による優良農地の確保を図る。具体的には、次の施策展開に努める。

- ①適正な農用地利用計画の策定による農用地等の保全を図る
- ②農業生産基盤整備による農業経営の規模拡大を図り、農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進する
- ③農業を担うべき者の育成及び確保のための農業近代化施設整備等を推進する
- ④農業従事者の安定的な就業の促進と農業集落の生活環境整備を推進する

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

1,500.3haの農地の復旧・復興を基本とする。農地の生産基盤の再興に向けては、農業用施設や排水施設を早期復旧するとともに、除塩と有害物質の除去を実施する。さらに、農業生産基盤整備、農業近代化事業等農業に関する公共投資、融資事業を実施し、農業の振興に努める。また、防災集団移転促進事業等に伴う跡地の施設園芸等への土地利用転換や復興一体事業の実施を推進する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
(1)-①	野蒜北部丘 陵地区	市街地開発 事業	住宅地	91.2ha	2.2ha	2.2ha	2.2ha	東松島市	H24～H28	2,360人 (779戸)	市街化調 整区域	移転元：I地区、50.8ha 市街化区域(野蒜東名運河北地区) 890人(294戸) 移転跡地：産業・緑地等利用50.8ha 移転元：II地区、380.0ha 市街化区域・市街化調整区域(野蒜 東名運河南地区) 1,470人(485戸) 移転跡地：公園・農地等利用380.0ha
計				91.2ha	2.2ha	2.2ha	2.2ha			2,360人 (779戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：(1)-① 野蒜北部丘陵地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> ・新市街地の污水排水は北上川下流域下水道に、雨水排水は公共下水道に接続し東名運河及び松島湾に放流する予定であり、周辺農地での営農に支障は生じない。 ・周辺農地への農業用水は当該事業区域内の農業用ため池を利用した形態であることから、流域面積等を保全しながら代替ため池の整備を行い、必要となる貯水量を確保し周辺農地での営農に支障が無いようにする。代替ため池については、東松島市野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業の機能補償として実施するものとし、営農に支障が無いように、造成工事に先立ち整備する計画である。 ・市街地の東部側を管理している鳴瀬土地改良区、西部側を管理している大東地区水利組合及び市農林水産課と調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地を形成する。 									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり計画の実施内容が確定した段階で土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う予定である。 ・市街地整備の進捗に併せ、事業完了年度（H28）に農用地利用計画の変更等の手続きを行う。 ・市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。 									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。